I_{28} ＝ 0.7250 I_{29} ＝ 0.7133 I_{30} ＝ 0.03483	I_{28} ＝ 0.7267 I_{29} ＝ 0.0367 I_{30} ＝ 0.03483
$I_{令元}$＝ 0.02133 $I_{令2}$＝ 0.03550	$I_{元}$＝ 0.02133
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 13 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
K_{13} ＝ 1.000	K_{11} ＝ 1.000 K_{12} ＝ 2.500 K_{13} ＝ 2.542
K_{14} ＝ 1.000 K_{15} ＝ 1.033 K_{16} ＝ 1.033 K_{17} ＝ 0.917 K_{18} ＝ 0.883 K_{19} ＝ 0.867	K_{14} ＝ 2.500 K_{15} ＝ 2.625 K_{16} ＝ 2.625 K_{17} ＝ 2.292 K_{18} ＝ 2.208 K_{19} ＝ 2.167
α　第 1 号算式の符号 α に同じ。	α　第 1 号算式の符号 α に同じ。
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 13 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
M_{13} ＝ 1.000	M_{11} ＝ 1.000 M_{12} ＝ 2.500 M_{13} ＝ 2.542
M_{14} ＝ 1.000 M_{15} ＝ 1.117 M_{16} ＝ 1.033 M_{17} ＝ 0.917 M_{18} ＝ 0.883 M_{19} ＝ 0.867	M_{14} ＝ 2.500 M_{15} ＝ 2.792 M_{16} ＝ 2.625 M_{17} ＝ 2.292 M_{18} ＝ 2.208 M_{19} ＝ 2.167
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得	N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得